

八十二国債定期口座規定

八十二銀行をご利用いただき
ありがとうございます。

国債定期口座の取引は、次の規定
によりお取扱いいたしますので
よろしくお願い申し上げます。

- 保護預り規定兼振替決済口座管理規定
（国債等公共債・通帳式）
- リレーつみたて定期預金規定
（自由型）

保護預り規定兼振替決済口座管理規定 (国債等公共債・通帳式)

1. (この規定の趣旨)

- (1) この規定は、お客さまから当行が次に掲げる証券(以下「国債証券等」といいます。)をお預りし、またはお客さまが社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に基づく振替決済制度において取扱う国債(以下「振決国債」といいます。)・一般債に係る口座を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるもののうち、地方債証券・政府保証証券とします。

- ① 国債証券
 - ② 地方債証券
 - ③ 政府保証証券
- (2) 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、または振決国債・一般債に係る口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。
- (3) この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といいます。また、振決国債と一般債を

あわせて以下「振替債」といい、保護預り証券と振替債をあわせて以下「振替債等」といいます。

2. (保護預り証券の保管方法および保管場所)

当行は、保護預り証券について、金融商品取引法第43条の2に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って、次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特に申し出がない限り他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。
- ② 前号による混蔵保管は、大券をもって行うことがあります。

3. (混蔵保管に関する同意事項)

第2条の規定により混蔵保管する国債証券等については、次の各号につきご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること。
- ② 新たに国債証券等をお預りするときまたは保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと。

4. (振替決済口座)

- (1) 振替債に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、社振法に基づく口座管理機関として、

当行が備え置く振替口座簿において開設します。

- (2) 振込国債の振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振込国債の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振込国債の記載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- (3) 一般債の振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- (4) 当行は、お客さまが振替債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

5. (保護預り口座または振替決済口座の開設)

- (1) 国債証券等については、当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の債券取引口座印鑑届をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2) 当行は、お客さまから債券取引口座印鑑届による口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設します。
- (3) 債券取引口座印鑑届に押印された印影および記載さ

れた住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。

- (4) 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、社振法その他の関係法令ならびに日本銀行の国債振替決済業務規程、機構の社債等に関する業務規程、その他の関連諸規則に従って取扱います。
- (5) お客さまには、社振法その他の関係法令・諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

6. (反社会的勢力との取引拒絶)

この振替決済口座は、第22条第4項第4号、第5号AからEおよび第6号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第22条第4項第4号、第5号AからEおよび第6号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの振替決済口座の開設をお断りするものとします。

7. (契約期間等)

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2) この契約は、お客さままたは当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

8. (保護預り証券の預入れまたは引出し)

- (1) 保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客さ

ままたはお客さまがあらかじめ届け出た代理人（以下「お客さま等」といいます。）が当行所定の申込書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

- (2) 保護預り証券の全部または一部を引出す際には、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨を当店にお申し出のうえ、引出すときに前項に準じた手続をとってください。
- (3) 利子支払期日において当行所定の日から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れおよび保護預り証券の引出しをすることはできません。
- (4) 保護預り証券は、お客さま等が引出すまでは、この規定により当行がお預りしているものとします。

9. (振替の申請)

- (1) お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている振替債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他日本銀行または機構が定めるもの
 - ③ 振込国債の償還期日または利子支払期日において当行所定の日から期日の前営業日までの範囲内で、あらかじめ日本銀行が定める期間中に振替を行うもの
 - ④ 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日

または利子支払期日において当行所定の日から期日の前営業日までに振替を行うもの

- (2) 前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次の各号について、当行に提示いただかなければなりません。
 - ① 減額および増額の記載または記録がされるべき振替債の銘柄および金額
 - ② お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
 - ③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
 - ⑤ 振替を行う日
- (3) 前項第1号の金額は、その振替債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- (5) 振替債の全部または一部を振替えるときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客さま等が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。
- (6) 当行に振替債の買取りを請求される場合、前項の手続をまたずに振替債の振替の申請があったものとして取扱います。

10. (他の口座管理機関への振替)

- (1) 当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当行で振替債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

11. (質権の設定)

お客さまの振替債について、質権を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行または機構が定めるところに従い、当行所定の手続による振替処理により行います。

12. (分離適格振込国債に係る元利分離申請)

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたもの
 - ② 当該分離適格振込国債の償還期日または利子支払期日において当行所定の日から期日の前営業日まで

で、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利分離を行うもの

- (2) 前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次の各号について、当行に提示いただかなければなりません。

- ① 減額および増額の記載または記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額
- ② お客さまの振替決済口座において減額および増額の記載または記録がされるべき種別

- (3) 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

13. (分離元本振込国債等の元利統合申請)

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振込国債および分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合またはその申請を禁止されたもの
- ② 当該分離元本振込国債と名称および記号が同じ分離適格振込国債の償還期日または利子支払期日において当行所定の日から期日の前営業日までで、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利統合を行うもの

(2) 前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次の各号について、当行に提示いただかなければなりません。

① 増額の記載または記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額

② お客さまの振替決済口座において減額および増額の記載または記録がされるべき種別

(3) 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

14. (保護預り証券の返還または振替債の抹消の申請に準ずる取扱い)

当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の手続をまたずに保護預り証券の引出しのご請求が、または社振法に基づく振替債の抹消の申請があったものとして、当行がお客さまに代わって手続きさせていただきます。

① 当行に保護預り証券の買取りを請求される場合

② 当行が第16条により振替債等の償還金（分離利息振込国債の場合は、利子の支払）を受け取る場合

③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

15. (抽選償還)

混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者および償還額の決定は当行所定の方法に

より公正かつ厳正に行います。

16. (償還金等の受入れ等)

- (1) 振替債等の元金または利子の支払があるときは、当行がお客さまに代わってこれを受領し、指定口座に入金します。
- (2) 振替決済口座に記載または記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金および利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客さまに代わって日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。
- (3) 振替決済口座に記載または記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。）および利子を取扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金および利子の支払があるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当行がお客さまに代わって支払代理人からこれを受領し、指定口座に入金します。

17. (連絡事項)

- (1) 当行は、「証券保護預り通帳」（以下「通帳」といいます。）に振替債等の銘柄、受渡日および預り残高等の法令で定める事項を、残高照合のための報告内容を含めて記帳します。また、第15条により被償還者に決

定したお客さまには、その旨および償還額をご通知します。

- (2) 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

18. (届出事項の変更)

- (1) 通帳および印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。
- (2) 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振替債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。

19. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任が

された場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

20. (当行の連帯保証義務)

日本銀行または機構が、社振法等に基づき、お客さま（社振法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振替債（分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債を除きます。）の振替を行った際、日本銀行または機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた振替債の超過分（振替債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金および利子の支払をする義務
- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に

記載または記録されたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務

- ③ その他、日本銀行または機構において、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

21. (機構において取扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

- (1) 当行は、機構において取扱う一般債のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当行は、当行における一般債の取扱いについて、お客さまからお問合せがあった場合には、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

22. (解約等)

- (1) この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客さまが当行所定の申込書に届出の印章により記名押印してご提出し、保護預り証券をお引き取りまたは振替債を他の口座管理機関へお振替えください。第7条によるお客さまからのお申し出により契

約が更新されないときも同様とします。

- (2) 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日において当行所定の日から期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- (3) 保護預り証券は、お客さまがお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りします。
- (4) お客さままたは代理人が、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りまたは振替債を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第10条において定める振替を行えない場合、および以下の4～7号に該当する場合は、当該保護預り証券を解約し、現金によりお返しすることがあります。第7条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① お客さまについて相続の開始があったとき
 - ② お客さま等がこの規定に違反したとき
 - ③ お客さまが第29条に定めるこの規定の変更に同意しないとき
 - ④ 口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出た

とき

- ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑥ 自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力

を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて
当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害す
る行為

E. その他AからDに準ずる行為

⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た
とき

(5) 前項の解約の通知を届出のあった氏名、住所にあて
て発送した場合には、延着しまたは到着しなかったと
きでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

23. (緊急措置)

法令の定めるところにより振替債等の引渡し、または
振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要
するときは、当行は臨機の処置をすることができるもの
とします。

24. (公示催告等の調査)

当行は、保護預り証券について、公示催告・除権決定
の公告等についての調査義務は負いません。

25. (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止)

この契約によるお客さまの保護預りに関する権利は、
譲渡または質入れすることはできません。

26. (免責事項)

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、そ
の責を負いません。

① 第18条第1項による届出の前に生じた損害

② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出

の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振替債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

- ③ 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振替債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振替債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振替債の記録が滅失等した場合、または第16条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第23条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

27. (機構非関与銘柄の振替の申請)

お客様の口座に記載または記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金および利子を取扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当行に対し、その旨をお申し出ください。

28. (社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

社振法の施行に伴い、お客さまが有する特例社債、特例地方債、特例特別法人債（以下「特例社債」といいます。）について、社振法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債等登録法第3条第1項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には、社振法等に基づきお客さまに求められている第1号および第2号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと、ならびに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 社振法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで、または第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請
- ② その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等
- ③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、社振法その他の関係法令および振替機関の業

務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること

29. (規定の変更)

本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4に基づき変更されることがあります。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載等により周知します。

30. (合意管轄)

- (1) 本規定および本規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) 本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

りレーつみたて定期預金規定 (自由型)

1. (預金の預入れ等)

この預金は、現金、小切手その他の証券類で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）または口座振替により預入れることができます。

2. (口座振替による預入れ)

(1) 積立金引落口座、振替日、振替金額、振替方法等は口座振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、積立金引落口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、通知することなく、その月の口座振替を行いません。

(2) 積立金引落口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合にはあらかじめ書面によって当店に届出てください。

3. (預金の期間、継続の方法、支払時期等)

この預金の預入れは、預金口座に対してあらかじめ指定を受けた課税区分により次のとおり取扱います。

(1) 少額貯蓄非課税制度および分離課税制度の適用口座
ア. 自由型の場合

(ア) 預入れ（後記(イ)に規定する継続および第4条第2項に規定する解約元利金と払戻請求金額との差額の預入れを含む。）のつど、各別の3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金、ま

たは2年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期」という。）のいずれかとします。

- (イ) 継続の停止または解約の申し出がない限り、期日指定定期預金は最長預入期限に、またスーパー定期は満期日に、元利合計額および同一日に継続書替した他の預金がある場合はこれを合算した金額をもって、期日指定定期預金またはスーパー定期として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- (ウ) 継続を停止するときは、期日指定定期預金は最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までに、スーパー定期は満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。
- (エ) 期日指定定期預金およびスーパー定期は、満期日以後に支払います。

この場合、期日指定定期預金の満期日については、次により取扱います。

- ① 満期日は、預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以後最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。なお、1口の預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- ② 1口の預金の一部について支払いがあった場合は、その残りの部分について自動継続の取扱

いをします。

- ③ 第1号による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- ④ 第1号により定められた満期日から解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来した場合は、同号による満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に継続の取扱をします。

4. (利息)

(1) 各別の定期預金の利息は、次により計算します。

ア. 期日指定定期預金

期日指定定期預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって、1年複利の方法により計算します。

利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(ア) 預入日（または継続日）から満期日の前日までの期間が1年以上2年未満の場合……当行所定の預入期間1年以上2年未満の利率

(イ) 預入日（または継続日）から満期日の前日までの期間が2年以上の場合……当行所定の預入期間2年以上の利率（以下「2年以上利率」という。）

イ. スーパー定期

スーパー定期の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預入日（または継続日）の当行所定の利率（以下「約定利率」という。）によって計算します。

利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

ただし、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利息は、次によって計算します。

- ① 預入日（または継続日）の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）に約定利率に70%を乗じた中間利払利率（ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として支払います。
 - ② 中間払利息は、中間利払日に元金と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金とし、その利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。
 - ③ 中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日に支払います。
- (2) 継続を停止した場合における満期払利息および満期日以後の利息は、元金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続

日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (3) 満期日前の解約をする場合または第7条第4項および第5項の規定のいずれかにより解約する場合、その利息は次によって計算します。

ア. 期日指定定期預金

期日指定定期預金の利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、元金とともに支払います。

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

イ. スーパー定期

少額貯蓄非課税制度および分離課税制度の適用口座のこの預金の利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し（期間3年の場合は6か月複利の方法により計算します。）、元金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合は、その支払額と次の利率により計算した利息額の差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金

の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C 1年以上3年未満 約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

(4) 期日指定定期預金およびスーパー定期の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第7条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部

を制限する場合があります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

ただし、自由型の場合は、当行本支店のいずれかの店舗に申出てください。

なお、この預金を解約する場合は、併せて国債定期口座も解約するものとします。

- (2) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元利金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約します。解約元利金が払戻請求額を上回るときは、差額をこの預金に預入れるものとします。
- (3) 解約する順序は、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ、預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日までの日数の多いものからとします。なお、満期日の到来していないものを解約する場合は、この日数の少ないものからとします。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第13条に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、およ

び第6条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑥ 第6条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (5) 前項のほか、預金者または代理人が、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(6) 前項の解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

8. (非課税限度額超過時の取扱)

少額貯蓄非課税制度の適用口座で、預入方法が口座振替の場合に、前記4(1)に規定する利息の組入れによってこの口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、積立金引落口座に利息額を入金します。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面等によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした

後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただくことがあります。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害につ

いては、当行は責任を負いません。

なお預金者が個人の場合は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

12. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 預金者が個人の場合、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気付いてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず

補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受け取った限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺すること

ができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとし、
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとし、
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとし、
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとし、
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の

計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (規定の変更)

本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4に基づき変更されることがあります。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載等により周知します。

以 上

《ご 案 内》

お客様のご希望により、この口座の保護預り証券、リレーつみたて定期預金は総合口座と組み合わせることができます。

総合口座取引につきましては、別にさしあげました「八十二総合口座取引規定」によりお取扱いいたしますので、ご一読ください。

